

第 20 回 磐田市都市計画審議会

議案書

第 1 号議案 磐田都市計画道路の変更

3・5・20号見付天神線ほか 5 路線（磐田市決定）

計 画 書.....	P 1
理 由 書.....	P 2
変更概要書.....	P 5

日 時 平成28年 2 月 5 日（金） 午後 2 時

場 所 磐田市役所 本庁舎 4 階 大会議室

磐田都市計画道路の変更（磐田市決定）

1. 磐田都市計画道路中3・5・22号大久保西原線、3・5・33号寺谷用水線及び3・5・34号小立野線を廃止する。
2. 磐田都市計画道路中3・5・21号東部台地線を3・4・21号東部台地線に、8・7・1号鳥之瀬東大久保線を8・7・1号安久路東大久保線に名称を改め、下表のとおり変更する。
3. 磐田都市計画道路中3・5・20号見付天神線を下表のとおり変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・5・20	見付天神線	磐田市 見付 字四ッ塚	磐田市 富士見三丁目	磐田市 見付 字狐塚	約 1,710 m	地表式	2車線	12m	幹線街路と平面交差3箇所	
幹線街路	3・4・21	東部台地線	磐田市 鎌田 字八幡谷	磐田市 岩井 字原	磐田市 岩井 字海道原	約 3,440 m	地表式	2車線	16m	幹線街路磐田豊田線と立体交差 幹線街路と平面交差4箇所	
特殊街路	8・7・1	安久路 東大久保線	磐田市 安久路二丁目	磐田市 西貝塚 字西山	磐田市 富士見台	約 1,660 m	地表式		6m	幹線街路磐田山梨線及び 磐田袋井線と平面交差 幹線街路と立体交差1箇所	自転車 歩行者 専用道路

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

都市の将来像を見据えた合理的な道路ネットワークを再構築するため、都市全体としての施設の配置や規模に関する再検証を行った結果、本案のとおり変更する。

変更理由

本市の都市計画道路の多くは、高度経済成長期における人口増加、市街地の拡大、これに伴う自動車交通量の増加を前提として計画されてきたが、近年における少子高齢化に伴う人口減少、自動車交通量の減少予測等の急激な社会経済情勢の変化により、計画決定当初の必要性や配置、規模にも変化が生じている。

このことから、都市の将来像を見据えた合理的な道路ネットワークを再構築するため、都市全体としての施設の配置や規模に関する再検証を行った結果に基づき、下記の路線について本案のとおり変更する。

< 3・5・20号見付天神線・3・5・22号大久保西原線 >

3・5・20号見付天神線は、当初、都市の発展に伴う交通量の増加に対応するため3・4・7号磐田駅天竜線と3・4・9号富士見岩井線を結ぶ幹線街路として昭和39年に都市計画決定し、昭和47年に富士見北土地地区画整理事業と東側台地の地域開発を見据え、終点を3・5・22号大久保西原線まで延長し都市計画変更している。

3・5・22号大久保西原線は、東側台地の地域開発を見据え3・5・20号見付天神線の延長と併せて、幹線街路である3・4・4号国道一号線に連絡する補助幹線街路として昭和47年に都市計画決定している。

その後、東側台地においては大規模な地域開発を見据えたまちづくりの方針が見直され、市街化調整区域では良好な営農環境と調和する居住環境の保全を図ることとなり、市街化区域では民間開発による住宅地整備の進展と併せて3・4・4号国道一号線に連絡する道路が整備されたため、都市計画道路の必要性がなくなった。

また、3・5・20号見付天神線の3・4・9号富士見岩井線から終点区間及び3・5・22号大久保西原線の全区間を廃止しても周辺の道路ネットワークへの著しい影響が生じないことから当該区間を廃止する。

< 3・5・21号東部台地線 >

3・5・21号東部台地線は、都市の発展に伴う交通量の増加及び工場誘致等に対処するため、また人口増加による宅地造成等の充実を計ろうと市街化区域周辺にも街路網を延長し、3・4・69号磐田袋井線と市道向笠西大久保幹線を結ぶ幹線街路として昭和39年に都市計画決定している。

その後、起点から3・4・9号富士見岩井線までの区間については、都市計画道路の整備が完了し市街化が促進された。一方、3・4・9号富士見岩井線から終点までの区間の周辺については土地利用の方針が見直され、良好な営農環境と調和する居住環境の保全を図ることとなり、都市計画道路の必要性がなくなった。

また、3・4・9号富士見岩井線から終点までの区間の自動車及び歩行者の交通機能は、現在の2車線道路と片側歩道により確保されていることから、当該区間を廃止して、終点を3・4・9号富士見岩井線の交差点部に変更する。

< 3・5・33号寺谷用水線 >

3・5・33号寺谷用水線は、市街化傾向に伴う地域の生活環境の向上のため3・4・4号国道一号線と市道加茂73号線を結ぶ補助幹線街路として昭和53年に都市計画決定している。

その後、周辺の土地利用の方針が見直され、良好な営農環境と調和する居住環境の保全を図ることとなり、都市計画道路の必要性がなくなった。

また、当該路線の自動車交通機能は現在の2車線道路により確保され、歩行者の交通機能も現在の道路及び平行する道路により確保されており、当該路線を廃止しても周辺の道路ネットワークへの著しい影響が生じないことから、全区間を廃止する。

< 3・5・34号小立野線 >

3・5・34号小立野線は、市街化傾向に伴う地域に発生集中する交通を処理するため3・4・4号国道一号線から3・5・35号小立野上新屋線を結ぶ補助幹線街路として昭和53年に都市計画決定されている。

その後、住宅地整備の進展と併せて道路整備が進んだことにより、当該路線の自動車交通機能は現在の2車線道路により確保され、歩行者の交通機能も現在の道路及び平行する道路により確保されている。

また、当該路線を廃止しても周辺の道路ネットワークへの著しい影響が生じないことから、全区間を廃止する。

< 8・7・1号鳥之瀬東大久保線 >

8・7・1号鳥之瀬東大久保線は、今ノ浦川から都市計画公園4・3・2安久路公園を經由して文教施設を結び、散策機能を持たせた自転車歩行者専用道として、昭和57年に都市計画決定されている。

起点から3・4・69号磐田袋井線までの区間については、市道富士見台中泉幹線及び3・4・69号磐田袋井線により街路樹が植樹された自転車歩行者道が整備され、本路線の機能が代替されていることから当該区間を廃止し、起点を3・4・69号磐田袋井線の交差点部に変更する。

また、市道見付222号線から終点までの区間については、土地区画整理事業等が完了したため、これに合わせて区域の変更を行う。

なお、起点の変更に伴い都市計画道路の名称を8・7・1号安久路東大久保線に変更する。

変 更 概 要 書

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・5・20	見付天神線	磐田市 見付 字四ッ塚	磐田市 <u>富士見三丁目</u>	磐田市 見付 字狐塚	約 1,710 m	地表式	2車線	12m	幹線街路と平面交差3箇所	
	3・5・20	見付天神線	磐田市 見付 字四ッ塚	磐田市 岩井 字大久保	磐田市 見付 字狐塚	約 2,020 m	地表式	2車線	12m	幹線街路と平面交差4箇所	
幹線街路	3・4・21	東部台地線	磐田市 鎌田 字八幡谷	磐田市 <u>岩井 字原</u>	磐田市 岩井 字海道原	約 3,440 m	地表式	2車線	16m	幹線街路磐田豊田線と立体交差 幹線街路と平面交差4箇所	
	3・5・21	東部台地線	磐田市 鎌田 字八幡谷	磐田市 向笠西 字西原	磐田市 岩井 字海道原	約 4,200 m	地表式	2車線	12m	自動車専用道路と立体交差1箇所 幹線街路磐田豊田線と立体交差 幹線街路と平面交差4箇所	
幹線街路	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	廃止
	3・5・22	大久保西原線	磐田市 岩井 字大久保	磐田市 岩井 字西原	—	約 900 m	地表式	2車線	12m	幹線街路と平面交差2箇所	
幹線街路	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	廃止
	3・5・33	寺谷用水線	磐田市 一言 字道珍	磐田市 加茂	磐田市 一言 字井東	約 1,000 m	地表式	2車線	12m	幹線街路磐田豊田線と立体交差 幹線街路と平面交差1箇所	
幹線街路	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	廃止
	3・5・34	小立野線	磐田市 小立野 字森西	磐田市 上新屋 字寅新田	磐田市 小立野 字西浦	約 590 m	地表式	2車線	12m	幹線街路磐田豊田線と立体交差 幹線街路と平面交差2箇所	
特殊街路	8・7・1	<u>安久路 東大久保線</u>	磐田市 <u>安久路二丁目</u>	磐田市 西貝塚 字西山	磐田市 <u>富士見台</u>	約 1,660 m	地表式		6m	幹線街路磐田山梨線及び磐田袋井線と平面交差 幹線街路と立体交差1箇所	
	8・7・1	鳥之瀬 東大久保線	磐田市 鳥之瀬	磐田市 西貝塚 字西山	磐田市 西貝塚 字安久路	約 3,060 m	地表式		6m	幹線街路磐田山梨線及び磐田袋井線と平面交差 幹線街路と立体交差1箇所	

上段:(黒)変更後
(青下線)変更箇所
下段:(赤)既決定